

違法駐車車両移動措置要領の制定について（例規通達）

平成14年 3 月 29 日

本部（交指）第32号

〔沿革〕 平成16年10月本部（交企）第41号、17年 5 月（機改）第29号、20年 5 月本部（交指）第31号、12月本部（企）第53号、22年 3 月第18号、本部（交指）第22号、24年 3 月本部（警務）第12号、28年 3 月第12号、29年 8 月第31号、令和 8 年 3 月第17号改正

このたび、違法駐車車両移動措置要領を別添のとおり制定し、平成14年 4 月 1 日から実施することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、違法駐車車両移動措置要領の制定について（昭和61年 3 月12日付け本部（交指・会）第10号）は、廃止する。

別添

違法駐車車両移動措置要領

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条（第75条の 8 第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、警察官若しくは交通巡視員（以下「警察官等」という。）又は署長若しくは高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）が違法駐車車両（以下「車両」という。）に対して行う移動等の措置、当該車両の積載物の保管等の措置及びこれらの措置に伴う手続について、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 移動等の措置

法第51条の規定に基づく車両の移動、保管、告知、公示、返還、売却、廃棄その他の措置をいう。

(2) 積載物保管等の措置

法第51条の規定に基づく車両の積載物の保管、告知、公示、返還、売却、廃棄その他の措置をいう。

(3) 移動業者

署長等が、車両の移動業務に関する有償委託契約をした業者をいう。

(4) 保管業者

署長等が、車両の保管業務に関する有償委託契約をした業者をいう。

(5) 積載物

車両の積荷又は車両内に存する現金、書類その他の物品等をいう。ただし、明らかに価値が低いと認められるもの及び車両と一体をなすものを除く。

(6) 運転者等

車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者をいう。

(7) 使用者等

車両の使用者（車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者）又は所有者（車両の所有権を有する者）をいう。

(8) 積載物の所有者等

積載物の所有者、占有者その他積載物について権原を有する者をいう。

3 管理責任者及び取扱担当者の指定

署長等は、移動等の措置、積載物保管等の措置及び事務の適正を期するため、管理責任者及び取扱担当者を指定しなければならない。

(1) 管理責任者

ア 管理責任者の指定

管理責任者には、署にあっては交通課長又は地域交通課長を、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあっては各分駐隊長を指定するものとする。

イ 管理責任者の責務

管理責任者は、署長等の命を受け、移動等の措置及び積載物保管等の措置の全般的な指揮に当たるとともに、移動等の措置及び積載物保管等の措置を適正に行うため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(ア) 移動業者及び保管業者と密接な連絡を図ること。

(イ) 移動等の措置及び積載物保管等の措置を実施したときは、署長等に速やかに報告すること。

(ウ) 移動等の措置及び積載物保管等の措置に関する書類、簿冊を綿密に点検すること。

(2) 取扱担当者

ア 取扱担当者の指定

取扱担当者には、署にあっては交通課（地域交通課にあっては、交通を担当する係）の巡査部長以上の階級にある警察官のうちから、高速隊にあっては各分駐隊の小隊ごとに警部補以上の階級にある警察官のうちから指定するものとする。

イ 取扱担当者の任務

取扱担当者は、移動等の措置、積載物保管等の措置の現場及び現場警察官等に対する具体的指揮に当たるとともに、移動等の措置及び積載物保管等の措置を行ったときは、管理責任者に速やかに報告すること。また、移動等の措置及び積載物保管等の措置に関する書類、簿冊の審査、点検、整理及び保管に当たるものとする。

(3) 管理責任者及び取扱担当者の報告

署長等は、管理責任者及び取扱担当者を指定したときは、管理責任者及び取扱担当者指定報告書（別記様式第1号）により本部長に報告（交通指導課長経由。以下同じ。）するものとする。

(4) 管理責任者、取扱担当者が不在の場合の措置

ア 管理責任者又は取扱担当者が不在の場合の措置

管理責任者又は取扱担当者のいずれかが不在の場合は、在所している管理責任者又は取扱担当者が当該業務を代行しなければならない。

イ 管理責任者及び取扱担当者が不在の場合の措置

管理責任者及び取扱担当者の双方が不在の場合は、署にあっては交通課（地域交通課にあっては、交通を担当する係）の巡査部長以上の階級にある警察官又は当直責任者が、高速隊にあっては各分駐隊の当番勤務の巡査部長以上の階級にある警察官がその業務を代行しなければならない。

4 事務の処理区分

移動等の措置及び積載物保管等の措置に係る次の事務については、署にあっては会計課において、高速隊にあっては庶務係において、処理するものとする。

- (1) 調定の事務
- (2) 現金領収の事務
- (3) 物品会計の事務
- (4) 債権管理の事務

5 委託契約

(1) 委託業者の選定

署長等は、移動等の措置及び積載物の保管等の措置を適正に行うため、管内の実態に応じて適当な業者を選定し、移動又は保管に関する契約を締結することができる。この場合において、高速道路交通警察隊長は、各分駐隊の所在地を管轄する署長が契約を締結する業者と同一の業者と契約を締結することができる。

(2) 契約方法等

ア 署長等は、(1)の契約を締結するときは、移動業者については移動業務委託契約書（別紙1又は別紙2）により、保管業者については保管業務委託契約書（別紙3又は別紙4）によるものとする。

イ 契約は、毎年度締結するものとする。ただし、当該契約締結業者の倒産、業務内容の変更等、契約締結時に予期し得なかった特別の事情が生じた場合には、年度途中であっても当該契約を解除し他の業者と契約を締結することができる。

ウ 署長等は、契約を締結したときは、契約書の写し1部を交通指導課長に送付するものとする。

エ 契約書は、署にあっては会計課において、高速隊にあっては警務部会計課において保管するものとする。

第2 車両の移動措置

1 警察官等の移動措置

警察官等が法第51条第3項の規定により車両を移動する場合は、事前又は事後速やかに署長等に報告するほか、次によるものとする。

- (1) 車体移動ユニット又は警察車両を使用して行うこと。
- (2) 移動等の措置を行ったときは、違法駐車車両措置報告書（措置簿）（別記様式第2号。以下「措置簿」という。）を作成し、取扱担当者に報告すること。

- (3) 移動を開始する前に運転者等が出頭したときは、その場で車両を返還することとし、移動開始後は、交通の妨害とならない場所へ移動した後に返還すること。

2 署長等の移動措置

署長等は法第51条第5項の規定により車両を移動する場合は、次によるものとする。

- (1) 原則として移動業者のクレーンカー又はレッカーレーラー（以下「レッカー等」という。）により行うこと。
- (2) 車両を移動したとき又は移動するためレッカー等を出動させたときは、その都度、警察官等が措置簿を作成し、取扱担当者に報告すること。この場合において、当該警察官等は、移動業者から移動措置書（別記様式第3号）を提出させ、内容を確認した後、所要事項を記入して押印の上、取扱担当者に提出すること。
- (3) 移動を開始する前に運転者等が出頭したときは、その場で車両を返還すること。ただし、移動開始後は、車両を署長等の管理が及ぶ交通の妨害にならない場所へ移動した後に返還すること。

3 移動時の留意事項

警察官等は、車両の移動時において次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 違法駐車の状態、交通上の危険又は妨害の状態、車両のき損、汚損、積載物その他車両内外の状態を、写真、見取り図、移動措置書等により明らかにしておくこと。
- (2) 移動措置について次の例により現場の路面又は移動告知板等に車両を移動した旨を表示しておくこと。

例1 〇〇自動車（ 号）は、道路交通法第51条第3項の規定により□□警察署△△課◇◇（警察官等の氏名）が移動しました。

運転者は、□□警察署へ出頭してください。

例2 〇〇自動車（ 号）は、道路交通法第51条第5項の規定により□□警察署長が移動し、保管しました。

運転者は、□□警察署へ出頭してください。

4 立会人

警察官等は、車両を移動するに当たり、当該車両が次に掲げるいずれかに該当し、紛議を生じることが予想される場合は、警察官等及び移動業者以外の者の立会いを求めて写真撮影を行い、その状況を措置簿に明らかにし、署長等に報告するとともに、後日立会人から証言が得られるようにしておくこと。

- (1) 新車等で真新しいき損箇所があるとき。
- (2) 車両に特異な積載物があるとき。
- (3) その他必要と認めるとき。

第3 車両の保管措置

1 保管場所

署長等は、法第51条第5項の規定により移動した車両を保管する場合は、保管業者に委託して保管するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、署長等の管理が及ぶ適切な場所に適正に保管することができる。

2 留意事項

- (1) 署長等は、保管業者に車両の保管を委託した場合は、保管業者から車両（積載物）保管請書（別記様式第4号）を徴するとともに、緊密な連携をとり、当該車両の適切な保管に努めるものとする。
- (2) 署長等は、車両を保管したときは、当該車両の使用人等の氏名及び住所（以下「氏名等」という。）を知るため、運輸支局、自動車税主管官庁、市町村役場、自動車販売会社等に対する照会及び車両登録名義人の家族等に対する調査を行い、その経過を使用者等調査経過書（別記様式第5号）に記録しておくものとする。

3 保管の告知

署長等は、車両を保管したときは、当該車両の使用人に対し、速やかに電話その他の方法により、保管を始めた日時、保管場所及び当該車両を速やかに引き取るべき旨を告知するものとする。この場合において、使用人の氏名等を知ることができないとき、その他当該使用人に当該車両を返還することが困難であると認められるときは、当該車両の所有者に対し告知しなければならない。

4 保管の公示

署長等は、車両を保管した場合において、所有者の氏名等を知ることができないときは、次に掲げる手続をとらなければならない。

- (1) 令第15条各号に掲げる事項を違法駐車車両等保管公示書（別記様式第6号）により、令第16条第1号の規定に基づき保管を始めた日から起算して5日を経過した日から14日間、署又は高速隊及び各分駐隊（以下「署等」という。）の掲示板に掲示すること。
- (2) (1)の公示の期間が満了しても、なおその車両の所有者の氏名等を知ることができないときは、県警ホームページへの掲載をホームページ掲載依頼書（別記様式第7号）により、交通指導課長に依頼すること。
- (3) 署等に令第16条第3号に規定する保管車両一覧簿（規則別記様式第3）を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。
- (4) 公示したときは、保管車両（積載物）出納簿（別記様式第8号）に公示年月日を記入しておくこと。

第4 車両の返還措置

署長等は、保管中の車両を返還するときは、次により措置するものとする。

1 受領者の確認

出頭者に運転免許証、住民票、身分証明書等を提示させ、正当な車両受領者（以下「受領者」という。）であるか否かを確認すること。この場合において、代理人であるときは委任状又はこれに代わるべきものを徴すること。

2 保管委託車両の返還

保管を委託してある車両を返還する場合は、受領者に車両（積載物）引渡依頼書（別記様式第9号）を交付し、これと引き換えに車両を保管業者の営業時間内に引き取るよう指示すること。

3 追加料金の告知

車両（積載物）引渡依頼書に記載された保管期間を過ぎた場合の追加料金は、別

に直接保管業者に支払うことになる旨を告げること。

4 受領書の徴収

受領者から令第14条の8に規定する受領書（規則別記様式第2）を徴すること。
ただし、第4の2の保管委託車両の場合においては、保管業者を経て受領者から受領書を徴すること。

第5 車両の売却等の措置

署長等は、第3の3の車両の所有者に対する告知の日又は第3の4の公示の日から起算して1か月を経過してもなお当該車両を返還することができないときは、法第51条第12項及び第13項の規定に基づき、次により当該車両を売却又は廃棄することができる。

1 車両に他の権利者がいた場合の措置等

- (1) 差押、仮差押などの処分及び抵当権設定の有無については、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）に定める登録事項等証明書交付請求書により、新潟運輸支局長に照会し確認すること。
- (2) 一般的に差押、仮差押、仮処分、破産更生手続開始等の処分がある場合には、売却等の措置をとることができないことから、これらの処分があることを認知した場合は、速やかに関係裁判所、執行官、税務署、管財人等に連絡し、当該車両の引取りを要請すること。
- (3) 車両に抵当権が設定されている場合において、車両を売却しようとするときは、抵当権者にその車両の車名、型式、塗色及び登録番号、売却の日時、場所及び方法、契約条項並びに入札担当職員の職及び氏名をあらかじめ通知すること。

なお、抵当権設定車両である旨を買受人に周知させ、買受人が不測の損害を被ることのないよう対処すること。

2 売却処分の決定

車両の売却は、当該車両とほぼ同質のものを購入するとした場合の価額と保管費用とを比較し、後者が明らかに大きいと認められるときは、売却処分決定書（別記様式第10号）により意思決定を明確にした上、売却することができる。この場合において、価額の評価は、取引の実例価額、当該車両の使用年数、損耗の程度その他当該車両価額の評価に関する事情を勘案し、かつ、財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する中古自動車査定士の資格を有する者の意見（以下「査定」という。）を聴いて行うものとする。

3 売却方法

- (1) 売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない車両については、随意契約により売却することができる。
- (2) 指名競争入札に付する場合は、3人以上の入札者を指名し、かつ、入札期日の3日前までに車両入札通知書（別記様式第11号）により入札者に通知すること。
- (3) 随意契約による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴すること。
- (4) 売却したときは、買受け人から物品受領書（別記様式第12号）を徴しておくこと。

4 売却代金の管理

- (1) 入札者等に通知した費用その他売却に要した費用は、売却代金から充当するものとする。
- (2) 売却した代金は、保管金出納簿（別記様式第13号）に記入し、原則として新潟県指定金融機関に当座預金すること。
- (3) 売却代金は、所有権が県に帰属する前に運転者等又は使用者等が判明したときは、当該運転者等又は使用者等から受領書を徴して返還すること。

5 廃棄処分決定

車両の売却につき買受人がいない場合において、車両の価格が著しく低いため保管を継続することが使用者等の不利益になることが明らかなときは、廃棄処分決定書（別記様式第14号）により意思決定を明確にした上、当該車両を廃棄することができる。

6 所有権の県への帰属

署長等は、法第51条第20項の規定により車両の所有者に対する告知の日又は公示の日から起算して3か月を経過してもなお保管車両（積載物又は車両を売却した場合の代金を含む。）を返還することができないため所有権が県に帰属した場合には、車両等の物品については保管物品県帰属調書（別記様式第15号）を、積載物の現金又は車両を売却した場合の代金については保管金県帰属調書（別記様式第16号）をそれぞれ作成し県に引渡さなければならない。

第6 登録の嘱託

署長等は、登録を受けた自動車の売却、廃棄又は所有権の県への帰属があったときは、法第51条第21項の規定に基づき、次によりこれらの処分等に係る登録を新潟運輸支局長に嘱託するものとする。

1 売却する場合の手続

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令に定める登録嘱託書に車両（積載物）売却証明書（別記様式第17号）を添付し、移転登録を嘱託すること。

2 廃棄する場合の手続

登録嘱託書に車両（積載物）廃棄証明書及び解体証明書（解体事業者が車両を解体した場合に発行するもの）を添付し、抹消登録を嘱託すること。

3 所有権が県に帰属する場合の手続

登録嘱託書に車両（積載物）保管証明書を添付し、移転登録を嘱託すること。

第7 積載物保管等の措置

署長等は、保管した車両に積載物があった場合は、次により措置するものとする。

1 保管等の措置

- (1) 車両の使用者等の氏名等を知ることができない車両を対象とすること。
- (2) 積載物の確認は、原則として車両の外部から行うこと。
- (3) 積載物の保管は、現金については保管金出納簿に、その他の物品等にあつては保管車両（積載物）出納簿に記入して保管するものとする。
- (4) 積載物の保管方法は、次に定めるところによるものとする。

ア 現金については、管理責任者が施錠設備のある保管庫に保管すること。この場合において、第3の4の(1)の公示の期間が経過してもなお返還できないときは、新潟県指定金融機関に当座預金すること。

イ 現金以外の貴重品については、管理責任者が施錠設備のある保管庫に保管すること。

ウ ア及びイ以外の物品等については、原則として車両に積載して保管すること。

(5) (4)の保管の措置をとる上で必要があつてドアを開扉する場合は、警察官等以外の第三者の立会いを求めて積載物を確認し、積載物確認書（別記様式第18号）を作成すること。

2 告知及び公示の措置

(1) 告知

積載物の所有者等に当該積載物を速やかに引き取るべき旨等を告知すること。

(2) 公示

ア 積載物の所有者等の氏名等を知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められるときは、令第17条において準用する令第15条各号に掲げる事項を違法駐車車両等保管公示書に記入し、令第16条第1号の規定に基づき保管を始めた日から起算して5日を経過した日から14日間、署等の掲示板に掲示すること。

イ アの公示の期間が満了しても、なお積載物の所有者等の氏名等を知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる場合において、当該積載物が次に該当するときは、第3の4の(2)の県警ホームページ掲載の措置をとること。

(ア) 当該積載物の見積価格がおおむね5万円以上のもの

(イ) 記念品、収集品等で所有者等にとって貴重なものと思われるもの

ウ 署等に令第17条において準用する令第16条第2号に規定する保管積載物一覧簿（規則別記様式第3の2）を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。

3 返還の措置

(1) 受領者の確認

出頭者に対し、第4の1と同様の措置をとること。

(2) 受領書の徴収

受領者から令第17条において準用する令第14条の8に規定する受領書（規則別記様式第2の2）を徴すること。

4 売却の措置

売却する場合については、第5の規定に準じて行うほか、次によるものとする。

(1) 積載物が次に該当するときは、当該積載物を売却し、その売却代金を保管するものとする。この場合において、価額の評価は古物商等の専門的知識を有する者の意見を聴いて行うものとする。

ア 腐敗又は変質により、そのものの価値が著しく減少するおそれがあるとき。

イ 第7の2の告知又は公示の日から起算して1か月を経過しても返還すること

ができない場合において、積載物の価額に比較し、保管に不相当な費用又は手数を要するとき。

(2) 指名競争入札に付する場合は、積載物入札通知書（別記様式第19号）により通知すること。

(3) 売却代金は、所有権が県に帰属する前に運転者等又は所有者等が判明したときは、当該運転者等又は所有者等から受領書を徴して返還すること。

5 廃棄の措置

積載物の売却につき買受人がいない場合において、その価額が著しく低いため保管を継続することが所有者等の不利益になることが明らかなときは、廃棄処分決定書により意思決定を明確にした上、当該積載物を廃棄することができる。

第8 負担金等の徴収

署長等は、移動等の措置を行ったときは、次により当該車両の運転者等又は使用者等であって、負担金等を納入する義務を負う者（以下「納入義務者」という。）からその費用を徴収するものとする。ただし、移動のため作業に着手したが移動しなかったとき又は災害、盗難その他の事由により徴収することが適当でないと認めるときは、その費用を徴収しないものとする。

1 負担金等の種別及び金額

(1) 車両の移動費用は、違法駐車車両を移動した場合に当該車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年新潟県規則第26号）に定める金額とする。

(2) 車両の保管その他の措置に要した費用は、実費とする。

(3) 法第51条第17項の規定に基づき督促を行った場合の費用は、車両の移動、車両の保管その他の措置に要した費用（以下「負担金」という。）に年14.5パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した費用とする。

2 負担金の納付命令

(1) 納付命令書の交付

法第51条第16項の規定に基づき負担金の納付を命じるときは、納入義務者に納付すべき金額、納付の期限及び場所を明示した納付命令書（別記様式第20号）を交付しなければならない。

(2) 納付命令書の納付期限

納付期限は、納付命令書を交付する日とする。ただし、納付命令書を交付する日に納付できない理由のある納入義務者については、交付日から起算して30日以内を納付期限として交付するものとする。

3 負担金の納入手続

財務規則第88条及び第90条の規定に基づき調定及び納入義務者に対する納入通知を行わなければならない。ただし、納入義務者が現金納付を希望し、現金納付した場合は納入通知を行わないものとする。

(1) 納入通知を行う場合の書類の作成

ア 調定決議書（新潟県財務規則による帳票その他の書類の様式（平成5年新潟県訓令第7号。以下「書類様式」という。）第40号様式）により調定を行うもの

とする。

イ 調定額は納付すべき金額とし、納入期限は調定した日から起算して30日以内の日を指定するものとする。

ウ 調定後、納入通知書（書類様式第44号様式）を納入義務者に交付するものとする。

(2) 納入義務者から現金納付の申し出があった場合の措置

財務規則第93条の規定に基づき負担金を現金領収する場合は、財務規則第8条第1項第1号又は第3号に定める財務現金取扱員又は補助会計職員が現金領収証（書類様式第52号様式）により領収し、納入義務者に領収証（同様式その2）を交付するものとする。この場合の調定は、現金領収後に行い、現金払込書により指定金融機関等に振込まなければならない。

4 督促

署長等は、法第51条第17項の規定に基づき、下記により督促しなければならない。

(1) 督促の方式

督促は、署長等が納付期限までに第8の1の(1)及び(2)に規定する費用を完納しない者（以下「未納者」という。）に対し、財務規則第160条に規定する督促状（書類様式第118号様式）を発して行うこと。

(2) 督促状に指定する期限

督促状に指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日以上21日以内の日としなければならない。

5 滞納処分

署長等は、法第51条第18項の規定に基づき、負担金等を次により徴収することができる。

(1) 未納者が4の督促状に指定された期限までに負担金等を納付しない場合の徴収手続は、財務規則第161条に定める滞納処分の手続によるものとする。

(2) 滞納処分の執行を決定するときは、事前に次の事項を本部長に報告するとともに、滞納処分の執行の時期等を交通指導課長と協議すること。

ア 未納者の住所、氏名

イ 移動措置等一連の手続における瑕疵の有無

ウ 督促状況、催促状況及び未納の事実

エ 納付の見込み及び差し押さえるべき財産の有無

オ その他参考事項

(3) 滞納処分に関する書類は、1件ごとに整理して保存すること。

第9 審査請求及び取消訴訟の教示

違法駐車車両の移動措置に伴う審査請求及び取消訴訟については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定による教示を行うものとする。

なお、次のとおり、審査請求すべき行政庁及び取消訴訟の被告とすべき行政庁を教示すること。

1 車両の売却、廃棄に対する審査請求及び取消訴訟は、審査請求は公安委員会に対

して、また、取消訴訟は県を被告として（県を代表する者は公安委員会）行うこととなる。

- 2 納付命令、督促、滞納処分に対する審査請求及び取消訴訟は、知事の権限が法定委任されたものであるから、審査請求は知事に対して、また、取消訴訟は県を被告として（県を代表する者は知事）行うこととなる。

第10 業者に対する料金の支払い

1 種別及び金額

署長等が、移動業者、保管業者及びその他の者に対して支払う料金の種別、その金額等は次表のとおりとし、それぞれの当該種別欄に掲げる区分に応じ、当該金額欄に掲げる金額を支払うものとする。

種 別	金 額	備 考
作 業 料 金	1 台につき 8,000 円 (消費税を含む。)	車両を移動するための作業が完了した場合に支払うもの。
保 管 料 金	実 費	保管業者に車両の保管を委託した場合で、車両引渡依頼書に記載された保管期間に応じて支払うもの。
査定(積載物の評価を含む。)料金、登録 嘱託料金	実 費	車両又は積載物の査定、登載の嘱託等の措置をとった場合に、それぞれに応じて支払うもの。

2 支払手続

- (1) 署長等は、作業料金及び保管料金について、移動業者又は保管業者から 1 か月分をまとめて、次により請求書及び明細書を提出させ、その請求書を受理した日から30日以内に財務規則に定める手続により支払うものとする。

ア 移動業者については、請求書及び移動措置料金明細書（別記様式第21号）

イ 保管業者については、請求書及び保管料金明細書（別記様式第22号）

ウ 移動措置料金明細書及び保管料金明細書は、管理責任者が関係記録と照合し、誤りがないときは、確認欄に確認年月日、所属、階級及び氏名を記入の上、押印すること。

- (2) 署長等は、査定料金等について、査定等を行った業者から請求書及び明細書を提出させ、その請求書を受理した日から30日以内に財務規則の定める手続により支払うものとする。

第11 報告

- 1 署長等は、移動等の措置及び積載物保管等の措置に伴い、特異事案があった場合は、その都度本部長に報告すること。
- 2 署長等は、移動等の措置の結果を違法駐車車両等措置状況報告書（別記様式第23号）により 1 か月分をまとめて翌月10日までに本部長に報告すること。